

平成 23 年度

包括外部監査の結果報告書の概要

教育委員会の事務の執行及び

教育委員会が所管する財政援助団体の管理運営について

神戸市包括外部監査人

公認会計士 森村圭志

第1編 外部監査の概要の要約	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 監査対象期間	2
5. 主な監査の視点	2
6. 主な監査手続	2
7. 監査対象	3
8. 監査実施期間	4
9. 外部監査人補助者	4
10. 利害関係	4
第2編 外部監査の結果の要約	5
【1】 各事業に共通する監査の意見	5
(1) 事業費別予算実績比較の実施について(意見)	5
(2) 事務事業評価の実施について(意見)	5
【2】 個別事業についての主な監査の結果及び意見並びに参考意見	5
(1) より積極的な地域改善奨学金債権の回収について (意見)	5
(2) その他学校徴収金への就学援助校長代理受給委任の適用について (意見)	6
(3) 調理士・管理員の民間委託等、雇用方法の見直しについて (意見)	6
(4) 工事請負費に関する仕様変更にもなう増額設計変更について (意見)	6
(5) 継続・反復している単年度貸付金(学校先行建設事業貸付金)について (意見)	7
(6) 中学校昼食販売制度の縮小及び運用見直しについて (意見)	7
(7) 学校給食事業について	7
(8) 学校徴収金について	8
【3】 個別事業についての監査の結果及び意見並びに参考意見の一覧	10

第1編 外部監査の概要の要約

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「教育委員会の事務の執行及び教育委員会が所管する財政援助団体の管理運営について」

3. 事件を選定した理由

わが国においては、総人口が減少するとともに、少子高齢化が一層進展している。神戸市においても、教育の対象となる子どもの人口の減少が進んでいる。しかしながら、わが国全体においても神戸市においても、将来の発展の原動力になるのは人材であり、子どもの人口の減少が進むことが見込まれる今後においてこそ、子どもたちの教育に社会を挙げて取り組んで行くべきであり、教育行政の質的向上を図る努力が一段と必要になると考える。

一方で、神戸市では、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災による大幅な税収減と復旧・復興のための財源確保を達成するため、行財政改革に取り組み続け、一定の効果をあげているものの、平成22年度決算では経常収支比率が96.4%と依然として厳しい財政状況にある。さらに、世界同時不況後、長期に亘り低迷が続く経済環境下において、その財政状況はさらに厳しさを増していくことが予測される。このような状況の中、平成22年度一般会計当初予算の8.1%、同決算の10.2%を占める教育費についても、行政と民間の役割・責任分担の明確化をしながら、ますます、限られた資源の効率的・有効的活用を行うことが求められる。

そこで、教育委員会の事務の執行及び教育委員会が所管する財政援助団体の管理運営が、合規性・有効性・効率性・経済性の観点から適切に実施されているかについて監査することが有意義であると考えた。

以上の点を総合的に勘案し、教育委員会の事務の執行及び所管する財政援助団体（財団法人神戸市体育協会）の管理運営について監査テーマとすることは、重要かつ適時性があり、市民の関心も高いものと考え、これを監査対象として選定した。

4. 監査対象期間

平成 22 年度。ただし、必要に応じて平成 22 年度以前及び平成 23 年度も監査対象とした。

5. 主な監査の視点

教育委員会の事務の執行及び教育委員会が所管する財政援助団体の管理運営が適切に行われているかどうかを検討するにあたって、共通する以下の 3 つの視点に着目して監査を実施した。

- ① 教育委員会各部署の事務の執行及び教育委員会が所管する財政援助団体の管理運営（財政援助に関する部分）は、法令、条例、規則、要綱等に即して適切に行われているか。
- ② 教育委員会各部署の事務の執行及び教育委員会が所管する財政援助団体の管理運営は、有効かつ効率的、経済的に行われているか。
- ③ 教育委員会各部署の事務の執行及び教育委員会が所管する財政援助団体の管理運営は、公平に行われているか。

6. 主な監査手続

- ① 事業の概要把握
 - ・対象課に、事業の概要について質問し、関連資料を閲覧した。
- ② 合規性の検討
 - ・関連法令、条例、規則、要綱等に従った事務及び管理が行われているかどうか検討するため、個別検討対象として抽出した事業について担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- ③ 有効性、経済性及び効率性の検討
 - ・事業の執行について、有効性、経済性及び効率性の視点から検証できる仕組が整備されているかについて担当者に質問し、個別検討対象として抽出した事業について関係書類の閲覧及び証拠書類との照合により調査した。
 - ・有効性、経済性及び効率性の測定を行う指標等について担当者に質問し、個別検討対象として抽出した事業について関係書類の閲覧及び証拠書類との照合により調査した。
- ④ 公平性の検討
 - ・個別検討対象として抽出した事務手続について公平性の観点に留意して事業が実施されているかを検討した。

7. 監査対象

平成 22 年度の教育委員会所管の事業別予算より、平成 22 年度の予算額の金額的重要性を基準として、質的側面を勘案し、事業の種類等を考慮の上、監査対象を選定した。

所管課	事業	当初予算 (千円)	前年度繰越予算 (千円)	予算の補正 (千円)	補正後予算 (千円)
監査対象		34,005,673	7,829,959	11,323,299	53,158,931
総務部					
教育企画課	私学振興対策	285,239			285,239
教育企画課	私立幼稚園就園奨励助成	1,667,336		35,127	1,702,463
教育企画課	就学援助(小、中学校)	793,939			793,939
教育企画課	神戸市奨学金、神戸市大学奨学金	409,807			409,807
教職員課	調理士(小学校)人件費	3,337,753			3,337,753
教職員課	管理員(小学校、中学校)人件費	3,428,294			3,428,294
学校計画課	夢の丘小学校整備(平成20年度～平成22年度事業)	1,072,082	505,460		1,577,542
学校計画課、 学校整備課	先行建設学校の買戻し(長尾小学校新築分)			1,744,168	1,744,168
学校計画課、 学校整備課	先行建設学校の買戻し(渚中学校)			2,349,858	2,349,858
学校計画課、 学校整備課	丸山小学校校舎等改築(平成20年度～平成24年度事業)	597,311	146,000	536,442	1,279,753
学校計画課、 学校整備課	学級増対策	243,402			243,402
学校計画課	学校先行建設事業貸付金(須磨翔風高校)	4,085,000			4,085,000
学校整備課	学校先行建設事業貸付金(長尾小学校、井吹西小学校、渚中学校)	6,816,469			6,816,469
学校整備課	学校園の施設改修	491,342	7,178,499	6,587,266	14,257,107
学校整備課	学校園の設備整備事業	1,212,015			1,212,015
学校整備課	学校園(幼、小、中、高、特別支援学校)の運営事業	5,375,791			5,375,791
指導部					
指導課	スクールカウンセラーの配置	182,425			182,425
指導課	外国人英語指導助手配置の充実	601,442			601,442
健康教育課	学校医の配置	555,267			555,267
健康教育課	進要保護児童生徒給食費補助	671,890			671,890
健康教育課	学校給食共同調理場の運営	362,089			362,089
健康教育課	中学校昼食対策	25,506			25,506
人権教育課	地域改善奨学金国庫返還等事務	46,185			46,185
総合教育センター	教職員研修及び施設設備の管理運営	268,313			268,313
社会教育部					
生涯学習課	学校施設を開放し、地域の生涯学習の推進並びにコミュニティー作りの拠点へ	201,366			201,366
生涯学習課	青少年科学館 指定管理制度	378,025		29,311	407,336
文化財課	埋蔵文化調査、古文書等調査	489,923			489,923
スポーツ体育課	国際級、全国級の各種スポーツイベントの誘致・開催	217,493			217,493
博物館					
博物館	博物館事業	189,969		41,127	231,096
監査対象外		24,426,526	548,820	5,670,178	30,645,524
合計		58,432,199	8,378,779	16,993,477	83,804,455

上記のほか、教育委員会が所管する財政援助団体である財団法人神戸市体育協会も監査対象としている。

さらに、各学校園における給食費を含む学校徴収金の管理については、包括外部監査制度の対象外であるが、その重要性から、監査を実施した内容について、本報告書において参考意見として記載した。

8. 監査実施期間

平成 23 年 7 月 20 日から平成 24 年 1 月 16 日まで

平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 7 月 19 日までの期間については、包括外部監査のテーマ選定のための検討を行った。

9. 外部監査人補助者

公認会計士 11 名

10. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2編 外部監査の結果等の要約

【1】各事業に共通する監査の意見

(1) 事業費別予算実績比較の実施について(意見)

教育委員会は、教育に関する中期計画である、神戸市教育振興基本計画(平成21年度～平成25年度)に基づき、毎年度、重点施策を定めた上で、その実施のための各事業を担当課ごとに細分化し、事業別予算を組んでいる。しかし、決算実績は、細分化された予算に対応する形では報告されていない。

事業実績については、市民に対する説明責任を十分果たす観点から、予算に対応した事業単位で、予算と比較可能な形で報告すべきと考える。

(2) 事務事業評価の実施について(意見)

事業の実施結果についての市民への説明責任の観点及び、市職員が、事業の有効性及び効率性を意識して業務を遂行するという観点からは、予算(Plan)に基づき実施(Do)した事業について、その必要性や実績の効率性、有効性を評価(Check)し、その結果を次年度以降の方向性に反映させる(Action)というPDCAサイクルを継続して運用し、その結果を公表することが有用である。

PDCAサイクルの運用にあたっては、市が平成15年度から平成17年度に実施した事務事業評価の仕組みを利用して、教育委員会独自で同様の評価を継続して行うことが効率的であると考えられる。

【2】個別事業についての主な監査の結果及び意見並びに参考意見

以下の記載事項は、報告書に記載した監査の結果等の中から監査人の判断で適宜選択したものである。その他の監査の結果等については【3】個別事業についての監査の結果及び意見並びに参考意見の一覧を参照されたい。

(1) より積極的な地域改善奨学金債権の回収について(意見)

地域改善奨学金(該当地区の高校及び大学進学者に対する奨学金)は、当初給付であったものが制度変更により貸与に変わり、そのうち、高校奨学金については保護者が借入申請手続きをし、本人が貸与された事実を知らない場合があることなどから、債権管理・回収事務を行う上で困難を伴う側面がある。このような背景について理解はできるが、公正・公平性の観点から、より積極的な債権管理を行い、未収金の回収をさらに促進してい

く必要があり、返済できる経済力があるにもかかわらず返済の意思を示さないような悪質な債務者に対しては、必要に応じて法的措置の実施を進めていくべきである。

なお、免除制度の要件に該当する債務者については引き続き、免除手続の申請を促す努力を継続することも必要である。

(2) その他学校徴収金への就学援助校長代理受給委任の適用について（意見）

就学援助の校長代理受給について、神戸市就学援助規則では、給食費は必ず校長が代理受給の委任を受けるとし、給食費を除く項目については家庭が受給するか、あるいは、校長が代理受給するかは任意であるが、滞納の事実があった場合には校長が代理受給する委任を受けることを定めている。

就学援助を受けているにも関わらず、その他学校徴収金を滞納しているケースが見受けられており、学校徴収金について滞納を発生させない、また、きちんと納付している保護者に余計な負担をさせないという観点から、就学援助については、給食費のほかの学校徴収金についても、原則的には校長が代理受給する委任を進めるよう、市は保護者に働きかけを行うべきである。

(3) 調理士・管理員の民間委託化等、雇用方法の見直しについて（意見）

調理士・管理員は、その職務上、民間からの役務提供を受けられるものと考え、平均給与水準について民間における同種・類似職種との比較を行ったところ、調理士・管理員ともに正規職員人件費の対民間人件費率は2～3倍程度であった。

業務の質をコントロールしながらではあるが、定数外職員の配置をさらに進めるほか、民間事業者からの職員派遣など業務の民間委託化も視野に入れて検討すべきである。

(4) 仕様変更にともなう増額設計変更について（意見）

夢野の丘小学校建築工事、及び太山寺小学校体育館改築等工事において、一般競争入札で落札した業者と工事請負契約を締結後、設計変更による契約額の増額変更が複数回行われていた。設計変更の内容については、入札の対象となっている当初の設計段階で定めておけば変更は不要であったと思われる仕様変更が見受けられた。

仕様の変更にともなう設計変更については、落札率の低い業者に後から

利益を与えているという印象を与えかねないため、極力、後から設計変更が生じないように、都市計画総局に設計依頼をする前の段階で仕様を決定しておくべきである。

(5) 継続・反復している単年度貸付金（学校先行建設事業貸付金）について（意見）

市は、実態としては、財団法人神戸市都市整備公社への、学校施設整備事業の開始から市が施設の買戻しを行うまでを貸付期間とする長期貸付である学校先行建設事業貸付金について、年度末日に一時的に全額の返済を受け、翌年度初日に再貸付を行うという単年度貸付を継続・反復して実施している。形式的には法令規則に従っていても、単年度貸付を継続・反復することは実質的には長期貸付であり、現状の会計処理では、実態とは異なる歳入歳出額が決算報告されることになる。

また、同財団法人は、返済のためのつなぎ資金として、民間金融機関から一時的に借入を行っており、その支払利息は、本来は市が負担すべきであるが、一部については同財団法人が負担している。

実態に応じた会計処理を行い、市及び市の財政援助団体である同財団法人に不要のコストを発生させないためにも、教育委員会は、同財団法人への貸付を単年度貸付ではなく長期貸付とし、これに応じた会計処理を行うべきである。

(6) 中学校昼食販売制度の縮小及び運用見直しについて（意見）

中学校昼食販売制度の利用率は年々減少しており、平成 22 年度における一食あたりの補助金は弁当代より高い 542 円と試算された。学校近辺に中学生が弁当を購入できる店等がある地域については当該事業を実施しないなど、制度自体の縮小を検討すべきである。また、たとえば、教職員の協力を得ることで弁当販売業者の注文数確認のための来校コストを削減するなど、制度の運用方法の見直しについても検討すべきである。

(7) 学校給食事業について

① 生肉の購入方法の適正化について（意見）

生肉については各学校が個別に地元業者から購入しており、生肉のグレードや規格等は各学校の担当者任せになっている。生肉の同水準の品質を確保するために、仕様書及び購入方法を各学校で統一するなど購入手続を整備し、品質に見合う価格での購入を確認できるようにすべきである。

② 入札に係る事務負担の軽減について（意見）

冷凍食肉・魚介類・野菜については、財団法人神戸市体育協会が、毎月1回入札を行い取引業者を決定している。しかし、毎月の入札結果を検討したところ、毎月業者が変動するという状態ではなく、単価に大きな開きは認められなかった。毎月の入札実施による市場価格の変動をタイムリーに取引価格に反映させる効果と、入札回数を年1回程度にすることによる事務作業軽減効果について比較検証を行い、入札にかかる事務負担の軽減を検討すべきである。

③ 給食費の公会計への組み込みについて（参考意見）

市では、学校給食費については、市の歳入とせずに校長の責任で管理をしているため、主に以下のような問題点がある。

- ・市の法的措置の対象にされない未納給食費への対応は各学校任せになっているが、効果的な滞納整理及び教員の負担軽減の観点から、各学校任せの徴収事務には問題がある。
- ・給食費の値上げは、予め将来の物価上昇の補填財源とするため、値上げ年度の収入額が支出額を超過するように設定されている。この収入超過額を「給食費繰越金」と呼び、財団法人神戸市体育協会が預り金として管理しているが、未納児童の給食費は、給食費繰越金により補填される構造になっている。このように、未納者の給食費について、給食費を正しく払う保護者が負担することは不公平である。

36億円（平成22年度に徴収すべき給食費）規模の給食事業について、上記の問題点を改善するには、今後、市は給食費の公会計への組み込みの実現に向けての検討を実施すべきである。

(8) 学校徴収金について

① 保護者への決算報告の徹底について（参考意見）

学校徴収金について、学校往査の対象校において保護者への支出報告を行っていない事例や、学期末の会計報告のみで年度末の決算報告を実施していない事例が見受けられた。学校徴収金については、学校会計事務標準化要綱に従い、会計年度が終了またはその取扱が終了すれば速やかに決算を行い、負担者である保護者に報告すべきである。

② 通帳残高と出納簿の月次照合について（参考意見）

学校徴収金については、学期ごとに各学年別各費目別の出納簿と通帳残

高との一致を確認しているが、この照合作業を月次では実施していない。学校徴収金の金額の重要性（平成 22 年度小学校の学校徴収金総額 53 億円。うち、給食費 36 億円）。同中学校の学校徴収金総額 20 億円）から、預金残高の实在性は随時確認すべきであり、少なくとも、月次で通帳残高と出納簿の一致を費目別会計担当者が照合し、学校長が承認するという残高の確認を行うべきである。

【3】個別事業についての監査の結果及び意見並びに参考意見の一覧

上記【2】に記載した事項を含めた個別事業についての監査の結果及び意見並びに参考意見を項目別又は事業別に分類した一覧は下表のとおりである。

指摘事項	結果 意見 参考	報告書における記載箇所(第3編第2各論)	所管課	概要版 への 記載(注)
結果(事務手続の規則等違反)				
【備品の管理】室外の備品等への備品番号の記載漏れについて	結果	V学校【2】学校における備品の管理事務	学校整備課	
【備品の管理】借入物品の管理について	結果	V学校【2】学校における備品の管理事務	学校整備課	
【備品の管理】重要物品の棚卸の不備について	結果	IV博物館【1】神戸市博物館の管理運営	博物館	
【建物の管理】神戸市立学校施設目的外使用規則違反の使用料減免について	結果	V学校【1】学校公有財産の管理事務	学校整備課	
【補助金事業について】補助金交付申請書の審査の未実施について	結果	III社会教育部【2】スポーツイベントの推進事業	スポーツ体育課	
【私立幼稚園就園奨励事業について】市職員による保育料減免措置に関する調査の記入について	結果	I総務部【6】私立幼稚園就園奨励助成事業	教育企画課	
【就学援助事業について】就学援助申請書の不備事例について	結果	I総務部【8】就学援助事業及び奨学金事業	教育企画課	
【人件費について】調理士、管理員の配置基準の規程化について	結果	I総務部【9】小中学校市費職員(調理士、管理員)人件費の事務管理	教職員課	
【内部統制について】業者請求書請求額のチェック漏れについて	結果	VI財団法人 神戸市体育協会 【1】神戸市体育協会の経営管理全般	財団法人神戸市体育協会	
公有財産管理について				
【備品の管理】				
備品の効率的管理について	意見	II指導部【7】総合教育センターの管理運営、 IV博物館【1】神戸市博物館の管理運営	総合教育センター、 博物館	
棚卸の記録について	意見	IV指導部【7】総合教育センターの管理運営	総合教育センター	
適切な実地棚卸の実施について	意見	V学校【2】学校における備品の管理事務	学校整備課	
【建物の管理】				
施設の利用率向上について	意見	II指導部【7】総合教育センターの管理運営 VI財団法人 神戸市体育協会 【3】施設管理運営事業の事務管理	総合教育センター、 財団法人神戸市体育協会	
債権管理について				
より積極的な未収金の回収について	意見	II指導部【8】神戸市地域改善奨学金事業	人権教育課	○
不納欠損処理の検討について	意見	II指導部【8】神戸市地域改善奨学金事業	人権教育課	
補助金事業について				
団体運営費補助の事業費補助化について	意見	I総務部【7】私学振興対策事業	教育企画課	
事業費補助の目的達成のための積算基準の設定について	意見	I総務部【7】私学振興対策事業	教育企画課	
要綱等に定められた書類への代表者印の使用指導について	意見	I総務部【7】私学振興対策事業	教育企画課	
補助金実績報告書の様式改善について	意見	III社会教育部【2】スポーツイベントの推進事業	スポーツ体育課	
競技力向上事業補助対象団体の実績報告書について	意見	VI財団法人 神戸市体育協会 【4】市補助金の執行状況	財団法人神戸市体育協会	
神戸市各区体育協会活動助成金交付要綱の見直しについて	意見	VI財団法人 神戸市体育協会 【4】市補助金の執行状況	財団法人神戸市体育協会	
実績報告書の記載不足について	意見	VI財団法人 神戸市体育協会 【4】市補助金の執行状況	財団法人神戸市体育協会	
私立幼稚園就園奨励助成について				
助成の対象となる所得に上限を設けることについて	意見	I総務部【6】私立幼稚園就園奨励助成事業	教育企画課	
就学援助事業について				
その他学校徴収金への就学援助校長代理受給委任の適用について	意見	I総務部【8】就学援助事業及び奨学金事業	教育企画課	○
就学援助システムの横断的利用について	意見	II指導部【4】準要保護児童生徒給食費補助事業	健康教育課	
人件費について				
調理士・管理員の民間委託化等、雇用方法の見直しについて	意見	I総務部【9】小中学校市費職員(調理士、管理員)人件費の事務管理	教職員課	○
学校医の基準報酬の再検討について	意見	II指導部【3】学校医の配置事業	健康教育課	
開放施設管理者のボランティアへの移行について	意見	III社会教育部【1】学校施設開放事業	生涯学習課	
工事請負費について				
仕様変更にもなう増額設計変更について	意見	I総務部【1】学校園建設事業 I総務部【4】学校施設改修事業	学校計画課、学校整備課	○
学校先行建設事業貸付金について				
継続・回復して実施している単年度貸付について	意見	I総務部【2】学校先行建設事業貸付金	学校計画課、学校整備課	○
学校施設の神戸市都市整備公社からの速やかな買戻しについて	意見	I総務部【2】学校先行建設事業貸付金 V学校【1】学校公有財産の管理事務	学校計画課、学校整備課	
委託料について				
委託業者の財務状況の継続的なモニタリングについて	意見	II指導部【5】学校給食共同調理場の管理運営	健康教育課	
事業の選択について				
中学校昼食販売制度の縮小及び運用見直しについて	意見	II指導部【6】中学校昼食対策事業	健康教育課	○
運営コストと利用者ニーズを考慮した選択と集中について	意見	III社会教育部【1】学校施設開放事業	生涯学習課	
市民図書室の蔵書管理について	意見	III社会教育部【1】学校施設開放事業	生涯学習課	
内部統制について				
発注と検収の実質的な職務分離について(公費の支出事務)	意見	V学校【3】学校における公費の支出事務	—	
理事会及び評議員会の運営について	意見	VI財団法人 神戸市体育協会 【1】神戸市体育協会の経営管理全般	財団法人神戸市体育協会	

指摘事項	結果 意見 参考	報告書における記載箇所(第3編第2各論)	所管課	概要版 への 記載(注)
学校給食事業について				
【保護者への説明・報告】				
給食費の仕組及び市の給食費中期支計画と実績比較に関する説明・報告について	参考	V学校【5】給食費の徴収事務、債権管理事務	—	
各校の給食費決算報告について	参考	V学校【5】給食費の徴収事務、債権管理事務	—	
【債権管理】				
給食費徴収状況の正確な把握について	参考	V学校【5】給食費の徴収事務、債権管理事務	—	
督促状の早期発行及び送付について	参考	V学校【5】給食費の徴収事務、債権管理事務	—	
生活保護世帯の代理受給について	参考	V学校【5】給食費の徴収事務、債権管理事務	—	
法的措置の促進について	参考	V学校【5】給食費の徴収事務、債権管理事務	—	
給食費の公会計への組み込み	参考	V学校【5】給食費の徴収事務、債権管理事務	—	○
【給食材料の調達について】				
給食費納入遅滞校に対する督促マニュアルの不整備について	結果	VI財団法人 神戸市体育協会 【2】給食事業の事務管理	財団法人神戸市体育協会	
生肉の基準価格の見直しについて	意見	VI財団法人 神戸市体育協会 【2】給食事業の事務管理	—	
生肉の購入方法の適正化について	意見	VI財団法人 神戸市体育協会 【2】給食事業の事務管理	—	○
入札事務回数の軽減について	意見	VI財団法人 神戸市体育協会 【2】給食事業の事務管理	財団法人神戸市体育協会	○
学校徴収金について				
【保護者への説明・報告】				
保護者への決算報告の漏れについて	参考	V学校【4】学校徴収金の徴収事務、債権管理事務、 V学校【6】学校徴収金の支出事務	—	○
保護者への決算報告の徹底について	参考	V学校【4】学校徴収金の徴収事務、債権管理事務	—	
【債権管理】				
未収債権台帳及び納付交渉記録の整備の徹底について	参考	V学校【4】学校徴収金の徴収事務、債権管理事務	—	
【予算編成】				
学校徴収金の予算編成プロセスについて	参考	V学校【4】学校徴収金の徴収事務、債権管理事務	—	
修学旅行等のバス会社選定手続について	参考	V学校【4】学校徴収金の徴収事務、債権管理事務	—	
【徴収事務】				
振込による徴収の徹底及び担任の現金預りの防止について	参考	V学校【4】学校徴収金の徴収事務、債権管理事務	—	
領収書の連番管理について	参考	V学校【4】学校徴収金の徴収事務、債権管理事務	—	
【出納事務】				
収入決議書決裁の漏れについて	参考	V学校【6】学校徴収金の支出事務	—	
出納簿の検査、承認作業の漏れについて	参考	V学校【6】学校徴収金の支出事務	—	
通帳残高と出納簿の月次照合について	参考	V学校【6】学校徴収金の支出事務	—	○
会計検査項目の統一化について	参考	V学校【6】学校徴収金の支出事務	—	
発注と検収の実質的な職務分離について(学校徴収金の支出事務)	参考	V学校【6】学校徴収金の支出事務	—	
学校指定業者の選定事務				
絵の具セット等の学校指定業者の選定方法について	参考	V学校【7】学校指定業者の選定事務	—	
学校カメラマンの選定方法について	参考	V学校【7】学校指定業者の選定事務	—	
体操服の購入業者の選定方法について	参考	V学校【7】学校指定業者の選定事務	—	

(注) ○は上記第2編【2】において記載した事項である。

以上